

いじめ防止基本方針 (改訂版)

平成29年5月31日改訂

秋田県立大曲農業高等学校

本校におけるいじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

また、いじめを受けた生徒のみならず、いじめを行った生徒、観衆としてはやし立てたり面白がったりした生徒、周辺で傍観していた生徒を含む、全ての生徒の心身の健やかな成長の妨げとなるものである。

したがって、本校生徒がいじめを行ったり、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように啓発し、いじめを防止するための対策を行っていく。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれておらず、かつての定義のように「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」などの要素が含まれていないことに留意が必要である。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

また、個々の行為だけを見れば、ささいなように見えるものであっても、その行為をされた生徒の立場に立てば、精神的に追い込まれて深刻な被害を生じさせることや、繰り返したり、みんなで رفتりする中で、行為がエスカレートしていく危険性があることを理解することが重要である。

(4) 学校及び教職員の責務

全ての生徒が安心かつ安全に学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係機関等と連携協力しつつ、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止のための取組

全ての生徒を、いじめに向かわせることのない土壌をつくるため、「いじめは決して許さない」という雰囲気、学校や地域全体で形成する。

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人ひとりの生徒に徹底する。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を生徒に持たせる。
- ②全ての生徒が野菜や家畜等、生き物に関わった活動を日々実践していることから、学校の教育活動全体を通して生命の大切さについて実感させるとともに、道徳教育や人権教育を通して、お互いを思いやり、尊重する態度を育成する。
- ③PTA等でも、いじめを防止するための方策等を協議するなどし、いざというときに協力が得られる体制を整える。
- ④携帯電話やスマートフォンを使用したインターネット上でのいじめは、様々な問題点が潜んでいるため、具体的な情報を生徒や保護者に繰り返し発信して、危険性について考えさせる機会とする。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人が気づきにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもち、早期の段階から学校が組織としての的確に関わりをもつようにする。また、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。そのため、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つように努める。

- ①日常の観察により、生徒の生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、アンケート調査や個人面談等、いじめを見つけるための積極的な取組を定期的実施す

る。

- ②投書箱の設置により、悩みを抱えている生徒がいつでも相談できる態勢を整える。
(定期的に生徒指導主事が確認する。)
- ③生徒や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号はどんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な組織対応を図る。
- ④いじめを把握した際には、すみやかに高校教育課に報告するとともに、必要に応じて相談窓口や警察等の関係機関と連携・協力する。
- ⑤いじめの問題についての教職員間の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員参加による実践的な内容の研修を実施する。

(3) いじめに対する措置

いじめの事実が確認された場合は、適切かつ迅速に対処し、早期解決と再発防止に取り組む。その際、学級担任や部活動顧問など個々の教職員が抱え込むのではなく、学校として組織的に対応していく。

(組織的な対応)

- ①いじめの問題については、その件数よりもいじめが生じた際に、いかに迅速に対応しその悪化を防止し、真の解決や再発防止に結びつけることができたかが重要であることから、「いじめ防止対策委員会」を中心に相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い、適切な対応に努める。
- ②「いじめ防止対策委員会」のメンバーは、教頭、生徒指導主事、各学年主任、保健主事、養護教諭、特別支援コーディネータとし、状況に応じて対象生徒の学年部教員(学級担任等)及び部活動顧問、スクールカウンセラー等を加え、校長の指示の下、一致協力して対応に当たる。

(事実関係の究明)

- ①いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」にその情報を報告し、事実関係の究明に当たる。
- ②聞き取りに際しては、いじめを受けている生徒の心理的圧迫感をしっかりと受け止めながら丁寧に行うとともに、当事者だけでなく、まわりの生徒からの情報も収集するなど、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

(その後の対応)

- ①いじめの事実が確認された場合は、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提として、当該生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を組織的に行う。
- ②これらの支援・指導・助言は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、心理・福祉等に関する専門家等の協力を得ながら、教育的な配慮に基づいて継続的に行うとともに、いじめを受けた側と行った側との間で争いが生じるこ

とのないよう、情報共有を適切に行いながら進める。

- ③犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次のように対処する。

- ①重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。

(調査組織を校内に設置する場合)

- ②県教育委員会の指示により、当該事案に対処する組織を設置する。

- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめ事案への対処

